伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。 令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例 (平成 16 年伊賀市条例第 204 号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建築物」の次に「(法第7条の3第1項の特殊工程に係る建築物を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法に基づく確認申請又は計画通知の建築物(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に関する完了検査申請又は完了通知手数料の額は、1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 30 平方メートル以内のもの | 17,000 円 |
| 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの | 21,000円 |
| 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの | 34,000 円 |
| 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの | 49,000 円 |
| 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの | 64,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの | 89,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの | 164,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの | 237,000 円 |

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1号の表備考中「第19条第1号」を「第20条第1号」に改め、同条第2号の表備考中「第19条第2号」を「第20条第2号」に改め、同条第3号の表備考中「第19条第3号」を「第20条第3号」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とし、第5条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の 1条を加える。

(建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料)

第5条 法に基づく確認申請又は計画通知の建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料の額は、1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

| 中間検査を行う部分の床面積の合計 | 手数料の額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 30 平方メートル以内のもの | 17,000 円 |
| 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの | 21,000 円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 33,000 円 |
| 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの | 47,000 円 |
| 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの | 62,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの | 84,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの | 143,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの | 204,000 円 |
| 50,000 平方メートルを超えるもの | 391,000円 |

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。